

小樽後志地域医療連携システム利用規約

（名称）

第1条 小樽市立病院（以下、「市立病院」という。）が運営する地域医療連携システムは「小樽後志地域医療連携システム」（以下、「本システム」という。）と称する。

（目的）

第2条 本システムは、小樽後志地域の医療機関（以下、「医療機関」という。）と市立病院をセキュアなインターネット回線で結び診療情報を共有します。本システムを利用することにより、複数医療施設間の医療連携を緊密に行い地域住民の健康と福祉の増進を図ることを目的とする。

（利用申請）

第3条 本システムを利用する医療機関は、あらかじめ市立病院へ利用申請を行うものとする。

（解除申請）

第4条 医療機関は本システムの利用を取りやめる場合、市立病院へ解除申請を行うものとする。

（ID-Link）

第5条 本システムは、日本電気株式会社「ID-Linkサービス」により運営する。医療機関は、日本電気株式会社と利用契約を結ぶものとする。